

あけまして  
おめでとう  
ございます



# 森田大税理士事務所ニュース

編集発行人  
税理士

森田大

〒631-0804  
奈良市神功3丁目15番地の8  
(平城ニュータウン奈良大学前)  
PHONE 0742・71・4543(代)  
FAX 0742・71・4544  
URL <http://www.morita-as.com>  
E-mail [info@morita-as.com](mailto:info@morita-as.com)

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 13日・成人の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| .  | .  | .  | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | .  |

## ワンポイント 税制改正の流れ

税制は経済社会の変化に対応するため毎年見直されます。その流れは、与党が年末にまとめる与党税制改正大綱を踏まえた税制改正の大綱が閣議に提出され、閣議決定すると財務省・総務省作成の改正法案が国会に提出されます。国会審議を経て法案が可決・成立すると改正法に定められた日から施行されます。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付  
1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合)  
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)  
1月31日  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

# 償却資産申告 と 法定調書



1月は、法定調書や償却資産申告書などの書類の提出をする必要がありますので、確認のためポイントを整理します。

## 1 法定調書

### (1) 法定調書合計表

法定調書を提出する際には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（以下、合計表）」を一緒に提出します。合計表には、①給与所得の源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③報酬、料金、契約金及び賞金の支

払調書、④不動産の使用料等の支払調書、⑤不動産等の譲受けの対価の支払調書、⑥不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書について、支払った人数や支払金額の合計額などを記載します。

それぞれの法定調書には、提出範囲が定められていますので【表参照】、源泉徴収票や支払調書を提出する人の分について、その人数と支払金額の合計額も、合計表に記載します。

令和6年分の源泉徴収票や支払調書と合計表の提出期限は、令和7年1月31日です。提出方法には、e-Taxや光ディスク等、書面などがありますが、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、書面による提出はできません。提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行います。なお、令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上の場合、令和9年に提出する法定調書は、書面による提出ができませんので、e-Taxなどによる提出の準備をする必要があります。

### (2) 金額の判定と記載

法定調書ごとに決められている提出範囲の金額の判定は、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の額を含めることが原則です。ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合は、その額を含めないで判定することが認められています。

現在、源泉所得税を徴収する際には、復興特別所得税を併せて徴収することになっていますので、法定調書の「源泉所得税」欄には、所得税と復興特別所得税の合計額を記載します。

## 2 償却資産申告書

### (1) 償却資産の概要

1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に対して、固定資産税が課税されます。このうち償却資産については、所有者が市町村（東京都23区は都以下、自治体）に申告をする必要があります。令和7年度の申告期限は令和7年1月31日です。申告は、償却資産申告書と種類別明細書などの所定の書類を、書面または電子申告で提出することにより行います。

### (2) 申告の対象か否か

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業供用することができる資産で、法人や個人事業主が所得の計算をする際に、その資産の減価償却費が経費に算入されます。事業供用することができ資産なので、耐用年数が経過して償却済みの資産や、遊休・未稼働の資産も含まれます。

償却資産申告の対象ではないものには、ソフトウェアなどの無形固定資産や開発費などの繰延資産、自動車税や軽自動車税の課税対象となるべきものなどがあります。例えばフォークリフトなどの小型特殊自動車は、公道の走行の有無に関らず軽自動車税の課税対象ですので、償



却資産申告は必要ありません。一方、フォークリフトでも大型特殊自動車に該当するものは、公道の走行の有無に関わらず自動車税が課税されませんので、償却資産申告の対象になります。(3) 申告から課税までの流れ

償却資産申告書を提出すると、自治体は申告や調査に基づいて価格等を決定し、その価格等を償却資産課税台帳（以下、台帳）に登録します。台帳に登録されたことが自治体から公示されると、所有者や納税管理人など、固定資産税の課税に直接関係をする一定の人は、台帳の閲覧が可能になります。

台帳に登録された価格に不服があるときは、審査の申出をすることができ、審査によって決定された内容に不服がある場合は、決定の取り消しの訴えを提起することができます。

台帳に登録された価格等から税額が算出され、償却資産の所有者に納税通知書が交付されます。なお、課税標準額が150万円未満の場合には課税されないため、納税通知書は交付されません。【図参照】

表 法定調書の提出範囲

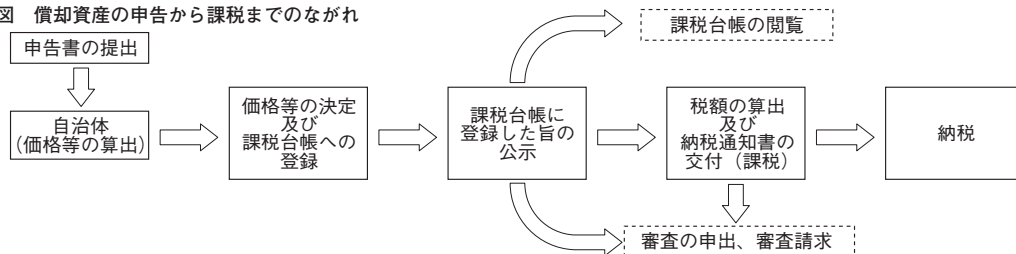
|                           |   | 受給者の区分   | 提出範囲   |
|---------------------------|---|--|--|
| 給与所得の源泉徴収票                | 年末調整をした人                                  |  |  |
|                           |   | (1) 法人の役員及び、現に役員でなくても令和6年中に役員であった人                               | 令和6年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの                     |
|                           |   | (2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、建築士など<br>※これらの人に給与等として支払っている場合が対象 | ◇ 250万円を超えるもの                                  |
|                           |   | (3) 上記(1)・(2)以外の人  | ◇ 500万円を超えるもの                                  |
|                           | 年末調整をしなかった人                               |  |  |
|                           | (4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人                | ◇ 250万円を超えるもの<br>※法人の役員の場合には50万円を超えるもの                           |  |
|                           | 令和6年中に退職した人、災害により被害を受けた人で一定の人             | ◇  |  |
|                           | 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人       | 全部   |  |
|                           | (5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった人             | 令和6年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの  |  |
| 退職所得の源泉徴収票                |   |  | 令和6年中に支払いが確定した法人の役員に対して支払う退職手当等                |
| 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書        | 区 分                                       |  | 提出範囲   |
|                           | (1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金        |  |  |
|                           | (2) バー、キャバレー等のホステス、パンケッホステス、コンパニオン等の報酬、料金 |  | 同一人に対する令和6年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの                |
|                           | (3) 広告宣伝のための賞金                            |  | ◇ 50万円を超えるもの                                   |
|                           | (4) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬                  |  | ※国立病院、公立病院、その他公共法人等に支払うものは不要                   |
|                           | (5) 馬主が受ける競馬の賞金                           |  | 令和6年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払いを受けた人に係るその年中の全ての支払金額 |
|                           | (6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金                  |  | 同一人に対する令和6年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの                 |
| (7) 上記(1)から(6)以外の報酬、料金等   |   |  |  |
| 不動産の使用料等の支払調書             |   |  | ◇ 15万円を超えるもの <sup>(注1・2)</sup>                 |
| 不動産等の譲受けの対価の支払調書          |   |  | ◇ 100万円を超えるもの <sup>(注2)</sup>                  |
| 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 |   |  | ◇ 15万円を超えるもの <sup>(注2)</sup>                   |

(注1) 法人に支払う不動産の使用料等については、賃借料を除く、権利金・更新料等のみを提出します。

なお、不動産の管理会社を通じて個人に対し不動産の使用料等の支払いをする場合、その支払いは個人に支払う不動産の使用料等になります。

(注2) 不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる人は、提出義務がありません。

図 償却資産の申告から課税までのながれ



# 新年のご挨拶

新しい年、令和7年が始まりました。

昨年、大幅に拡充された賃上げ促進税制においては、教育訓練費を増加させる企業への上乗せ措置の要件が緩和されました。また、子育て支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置も新たに創設されました。人材の採用が困難な状況が続く中、既存従業員に対する人材育成の重要性が増すとともに、働きやすく魅力的な企業づくりが求められています。これら税制上の支援措置を活用することも、採用難を乗り切るための有効な方法の1つとなるでしょう。

労務に関しましては、本年1月1日より労働安全衛生手続きの一部について電子申請が義務化されました。対象となるのは報告数の多い8手続きで、これに伴い報告内容が改正されたものもあります。適正な対応が求められるため、準備を整えることが必要です。

また、書面による取引条件の明示などを義務付ける「フリーランス新法」も始まっています。フリーランスに業務委託を行う企業におかれましては、取引の適正化に向けた対応が求められます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

## 1月の税務ピックアップ

### 給与支払報告書

給与支払報告書は、年末調整の際に作成する書類で、形式は給与所得の源泉徴収票と同じです。給与支払報告書は、令和7年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを、原則として受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。なお、年の途中で退職した人の給与支払報告書は、退職時の住所地の市区町村に提出します。

給与所得の源泉徴収票は、税務署への提出範囲が定められていますが、給与支払報告書は、全ての受給者について提出します。「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれます。ただし、退職者に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略できます。

提出期限は、令和7年1月31日です。

### 非常用食料品の 取り扱い

**Q** 当社は、地震などの災害に備えるため、長期に備蓄が可能な非常用の食品（賞味期限25年間）を購入し、備蓄しました。長期間保存のきくものでも、購入時に損金算入することは認められますか？

**A** この場合は、備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額に算入

することが認められます。食料品は、繰り返し使用するものではなく消耗品としての特性を持っていきます。またその効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は減価償却資産や繰延資産には含まれません。仮にこの食品が、棚卸資産の範囲に掲げられている「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害用の非常食は、備蓄をすることをもって事業供用したと認められるからです。